

大分県報

令和五年
第四二二号
六月二十七日

（火曜日）

目次

道路区域の変更	告示
家畜商講習会の開催	公告

○告示

大分県告示第二百八十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年六月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一三号	豊後高田市玉津字浜二一四八番七地先から豊後高田市玉津字白萩二〇九三番四地先まで	前	メートル 一六・二 〇一二・八	メートル 一六四・〇
	豊後高田市玉津字浜二一四八番七から豊後高田市玉津字白萩二〇九三番四まで	後	二一・二 〇一二・八	一六四・〇

○公告

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。
令和五年六月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 講習会の目的
家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得
- 講習の対象者
家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者
- 講習会の日時及び場所
1 日時 令和五年九月二十一日 午前八時五十分から午後五時まで
令和五年九月二十二日 午前九時から午後五時十五分まで
なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。
- 2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八二会議室
- 四 講習の方法

講習内容

講習時間

家畜の取引に関する法令
家畜の品種及び特徴
家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六四四

- 受講手続及び受付期間
県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、令和五年八月十八日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者については、県中部振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。
- 講習会修了証明書の交付
講習会修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。
- 携行品
1 筆記用具
2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であっせんする。）

令和五年六月二十七日

大分県報（告示・公告）

一

令和五年六月二十七日

大分県報（公告）

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。